

知っトク @

～ 名護中学校事務だより ～

令和6年6月発行 事務 與那嶺 友美

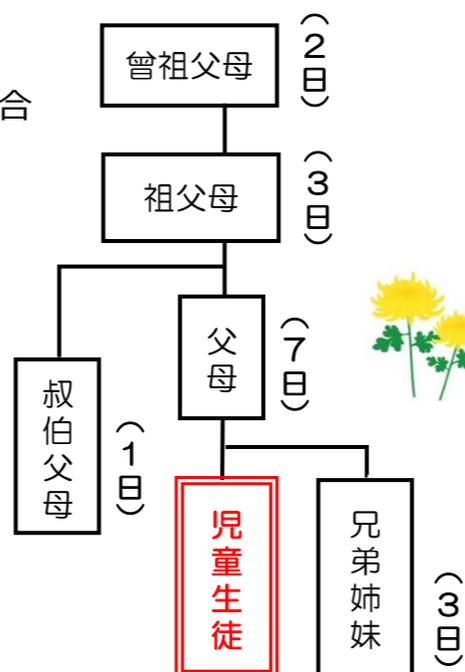
長雨により蒸し暑い日が続いていますが、学校には子どもたちの元気な声が響いており、私も日々元気をもらいながら過ごしています。

今回の事務だよりは、学校における出席・欠席の取扱いについてです。学校をお休みしても欠席扱いとならない場合があります。どのような場合があるのか下記にてご確認ください。該当する場合は学校へお申し出ください。

【忌引き】

親族の死亡による葬儀等のため出席できない場合

父母 : 7日
 兄弟姉妹 : 3日
 伯叔父母 : 1日
 祖父母 : 3日
 曾祖父母 : 2日



※ 父母には養父母も含む
 ※ 遠隔地に赴く必要がある場合は往復の日数を加算することができる

【父母の祭り】

通常社会の習慣となっている祭りをおこなう場合 : 1日



【進学または就職等の受験】

その都度必要と認められる日数 ※ 学校へご相談ください

【風水・火災・その他変災による事故】

その都度必要と認められる日数 ※ 学校へご相談ください

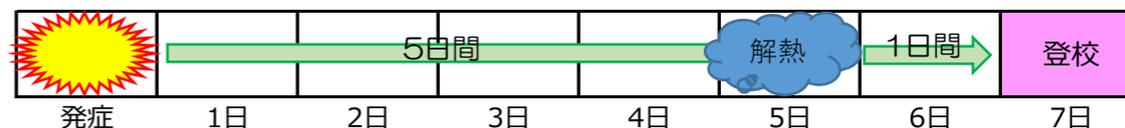


【その他学校長が必要と認める場合】

その都度必要と認められる日数 ※ 学校へご相談ください

【感染症にかかっている場合】 (下記は一例です)

・ 新型コロナウイルス感染症 : 発症後5日を経過し、かつ解熱後1日を経過するまで



・ インフルエンザ : 発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで



・ 百日咳 : 特有の咳が消失するまで、または5日間の抗生物質による治療が完了するまで

・ 麻しん : 解熱後3日を経過するまで

・ 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ) : 耳下線、顎下線、舌下線の腫脹が見られた後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで

・ 風しん : 発疹が消失するまで

・ 水痘 : すべての発疹が痂皮 (かさぶた) 化するまで

・ 咽頭結膜熱 : 症状が消失した後2日を経過するまで

【感染症にかかっている疑いがあり学校医等が認めた場合】

※ 校長による出席停止の措置



【お問い合わせ先】

名護中学校 事務室 (與那嶺) 電話 : 52-2641

次回発行予定 (7月) 県外派遣費について